

令和4年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R5. 1. 4	R5. 1. 20	Aに対し、会計の不当性その他の違法行為に関してなされた、監査請求事件に係る一切の書類			1				1	1	1		1					当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第4号により、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報、及び同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課
2	R5. 1. 4	R5. 1. 20	東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件について、以下に関する一切の文書や図面や電磁的記録 1、決定までの、監査事務局内の全検討プロセスや意思決定のプロセス 2、陳述会における資料及び議事録、監査請求人や弁護士から提出された資料、関係局から提出された書類、都議とのやり取り			1	1			1	1	1		1					当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第4号により、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報、及び同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。 なお、都議とのやり取りに関する一切の文書や図面や電磁的記録については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
3	R5. 1. 4	R5. 1. 20	2018年4月1日以降に実施機関が取得した以下の文書 1 東京都監査委員による、宿泊を伴う出張経費の記録 2 監査委員が保有する公用車の、運行記録全て			1	1												請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

4	R5. 1. 6	R5. 1. 20	<p>1) Aについて、結果通知日2022年12月28日付けの監査委員監査結果において記載されている「表3」について、以下の事項が分かる公文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成主体（例：監査対象局、A、監査事務局） ・作成方法（例：「Aが入力済の会計ソフトからの打ち出し+領収書等証憑類のサンプリング調査」「証憑類に基づき仕訳全件再入力」など） <p>2) 「領収書として認められるか否か疑義が生じるような領収書が含まれている」「領収書が示されていない事項が本件経費に計上されている」「本件事業実績額の内訳には実際とは異なる備品や購入していない備品が記されており、実態を正確に反映せずに本件事業計画書の事業所要額の内訳をそのまま転記したものと思われるものが見受けられる」にもかかわらず、表3が監査判断の前提として信頼できるものとして扱った理由が分かる公文書（会議費、各種保険などの数値が食い違っているAの活動計算書よりも、表3のほうが信頼できるとした証拠を含む。）</p>																																			<p>東京都情報公開条例第18条第2項は、インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとしている。</p> <p>本件開示請求において記載内容の分かる公文書として、「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」（令和5年1月4日公表）が同項に該当することから、条例上の開示を行わない。</p>	<p>監査事務局総務課</p>
---	----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------------